

2 私第 316-2 号  
令和 2 年 11 月 6 日

各私立高等学校等設置者 様

愛媛県総務部総務管理局私学文書課長  
(公印省略)

「愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金」の提出期限の  
延長に係る協力依頼について

本県の私学行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記給付金制度については、令和 2 年 7 月 30 日付け 2 私第 316-1 号において、9 月 18 日（金）を期限として県外生からの申請を受け付ける旨をお知らせしているところですが、この度、秋入学（10 月 1 日が基準日）も含めた未申請者を対象に、12 月 15 日（火）を提出期限として申請を受け付けることとしました。

つきましては、保護者等が愛媛県内に在住する生徒が貴校に在学しておられましたら、別添のリーフレット等を配布する等により、制度の周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 申請期間 令和 2 年 12 月 15 日（火）
- 2 提出先  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2  
愛媛県総務部総務管理局私学文書課
- 3 愛媛県HP（申請様式等ダウンロード掲載先）  
「愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金について」  
<http://www.pref.ehime.jp/h10600/shogakukyuhu.html>

愛媛県総務部総務管理局私学文書課  
私学・公益法人係 担当：紙田  
TEL：089-912-2221  
FAX：089-912-2219  
E-mail：shigaku@pref.ehime.lg.jp